

# 長崎市住民投票条例の改正に関する請願書 請願第 1 号

2022年2月21日

長崎市議会議長

井上 重久 様

## 請 願 人

住 所 長崎市赤迫1丁目1-12-1108

氏 名 吉田省三

連絡先 電話 [REDACTED]

住 所 長崎市東琴平2丁目8-8

氏 名 鯨島和夫

連絡先 電話 [REDACTED]

## 長崎市住民投票条例の改正に関する請願

### 1、請願の趣旨

自治体の住民が、市長、議会と異なる意見を表明する機会は、憲法上の権利として保障されています。日本国憲法 92 条の「地方自治の本旨」に基づく住民自治の原則の基本的内容であり、住民の基本的権利です。私たちは、自治体における住民投票条例は、この基本権を具体化するものでなければならぬと考えます。

昨年9月議会で常設型住民投票制度として制定された長崎市住民投票条例が今年4月1日に施行されます。この条例の第1条には、「この条例は、市政に係る重要事項について、住民の意思を直接確認するための投票の制度を設けることにより、住民の市政への参画機会の拡充を図り、もって住民自治の推進に資する」と条例制定の目的を規定しています。

では、条例の内容は、この「住民の市政への参画機会の拡充を図り、もって住民自治の推進に資する」ものとなっているかと言えば、条例の設定目的からかけ離れ、住民投票を限りなく住民から遠ざけるものとなっています。

具体的には、住民投票に必要な署名数を有権者の6分の1（約58,500人、約17%）と高く設定し、住民投票の成立を困難にしています。田上市政のもとで5回の住民投票条例制定の直接請求が行われましたが、このなかで署名数が一番多かった直接請求が「長崎市庁舎の建設地に関する住民投票条例」で、その署名数は29,959人（約12分の1、8.30%）、6分の1には遠く及ばず、その半分です。

しかも、高い要件を達成して住民投票が実施できたとしても、さらに成立要件に投票率2分の1の規定まで設け、成立を一層困難にしています。近年の市長選挙や市議会議員選挙は、いずれも投票率50%未満であることを見ても、この成立要件は不当に市民参加を阻害するものとなっています。

長崎市は条例制定にあたって他都市の制度についても検討されていますが、その資料によると常設型住民投票条例を制定しているのが42市。条例制定後、この条例の適用事例は6市あり、成立したのは1市のみです。

6例の有権者数は23,668人から52,675人で、必要署名数は有権者の3分の1以上(2市)、同5分の1以上が(1市)、同6分の1以上が(2市)と高い署名率を達成して投票が実施されています(1市は議員発議)。投票の結果は、成立した市は篠山市のみで、4市で投票率を36.66%から48.52%獲得しても、成立要件2分の1以上を下回り不成立となっています。唯一成立させた篠山市は、市名を丹波篠山市に変更することの賛否を求めるもので、必要署名数の5分の1以上を達成し、投票率は69.79%で賛成票が過半数の結果となって成立させ、その後市名が丹波篠山市に変更されています。

このような事例は、住民投票に必要な署名数が有権者の3分の1以上~6分の1以上の高い条件は有権者が少ない小規模の自治体だから達成できたものです。長崎市の有権者は約351,000人ですが、必要署名数の有権者の6分の1(約58,500人)は、達成が極めて難しい設定です。また、高い署名数を達成したとしても投票率2分の1以上という成立要件が大きな障害となって不成立となったことがわかります。これでは行政への住民参加の仕組みとは言えません。

他都市の事例からもわかる通り、今回制定された条例の内容は、この目的からおおきくかけ離れ、住民の市政への参画の機会の拡充を図り、もって住民自治の推進に資すると言える条例ではありません。そのため住民自治を拡充する制度に改善することを求めるものです。なお、必要署名数については、地方自治法74条規定の50分の1の2倍の25分の1とし、住民の関心の高い事項については成立可能な実効性のある条例へと改善を求めます。

## 2、請願項目

- ① 住民投票の発議要件の必要署名数「6分の1」を「25分の1」と大幅に引き下げる  
こと。
- ② 住民投票の成立要件(投票率2分の1)の規定をなくすこと。

### 紹介議員

長崎市会議員 中西 敦信

同 \_\_\_\_\_

同 \_\_\_\_\_

同 \_\_\_\_\_